

STCW条約基本訓練(生存)コース



区分	STCW条約第6章第1規則に定める基本訓練 通達コース (STCW条約基本訓練(個々の生存技術)講習)		
対象	船舶に乗り組むすべての船員		
訓練概要	0.5日(生存実習0.5日) 受講料: 57,200円(消費税10%込) 昼食なし		
	イマーシヨンスーツの着用と使用、高所からの安全な飛び込み、救命胴衣着用時の反転した救命いかだの復正等、STCW条約が定める11科目を体得する訓練		
	半日 PM	A日程 1230~1330 座学 1330~1430 訓練【説明】 1430~1645 訓練【実技】 1645~1700 判定試験等	(訓練及び操練の必要性、船舶に搭載されている救命設備など) (イマーシヨンスーツ着脱訓練と水中飛び込み要領、無線設備を含む位置指示装置の操作など) (イマーシヨンスーツの着用と水中への飛び込み、シーアンカーの使用など)
	半日 AM	B日程 0830~0930 座学 0930~1030 訓練【説明】 1030~1245 訓練【実技】 1245~1300 判定試験等	(訓練及び操練の必要性、船舶に搭載されている救命設備など) (イマーシヨンスーツ着脱訓練と水中飛び込み要領、無線設備を含む位置指示装置の操作など) (イマーシヨンスーツの着用と水中への飛び込み、シーアンカーの使用など)

センターでは、STCW条約で規定されている以下の11科目について、すべての実習を実施しています。

- | | |
|------------------------|--|
| ① 救命胴衣の着用 | ⑦ 救命胴衣を着用して船舶及び水中から救命艇及び救命いかだに乗り込むこと |
| ② イマーシヨンスーツの着用と使用 | ⑧ 生存の可能性を向上させるために救命用の端艇及びいかだの上で初期行動を行うこと |
| ③ 高所から海中への安全な飛び込み | ⑨ シーアンカーの使用 |
| ④ 救命胴衣着用時の反転した救命いかだの復正 | ⑩ 救命艇の端艇及びいかだの備品の操作 |
| ⑤ 救命胴衣を着用して泳ぐこと | ⑪ 無線設備を含む位置を知らせる装置の操作 |
| ⑥ 救命胴衣を着用しないで浮いていること | |

- ※ STCW条約基本訓練(生存)は夏季のみの開催となります。
- ※ STCW条約基本訓練(生存)コースについてはJEIS(一般財団法人日本船舶職員養成協会)と提携し、当センター開催のSTCW条約基本訓練(消火)コースとセットで通年開催しています。セットでの受講をお申し込みの場合はJEIS(TEL 045-628-1525)にお申し込みください。
- ※ 当センター開催のSTCW条約基本訓練(消防)コースのみの受講をご希望の場合は、<https://svc.mdpc.or.jp/tra-gene/guidelines.html> からお申し込みください。
- ※ 年間訓練計画日以外で企業様専用での本コースの実施をご希望の場合は、当センター防災訓練所(TEL 046-826-3660)までお申し込みください。

STCW条約基本訓練(消火)コース



区分	STCW条約第6章第1規則に定める基本訓練 通達コース (STCW条約基本訓練(防火・消火)講習)	
対象	船舶に乗り組むすべての船員	
訓練概要	1日(火災消防実習1日) 受講料: 64,790円(消費税10%込) 昼食代: 990円(消費税8%込)	
	持運び式消火器の取扱い、実火を使用した大小規模の消火、呼吸具を装着しての搜索救助等、STCW条約が定める10科目を体得する訓練	
第1日	0830~0850	日程説明等
	0850~0950	座学 (火災・爆発のメカニズム、発火源、消火剤)
	0950~1200	実習 (消火器取扱い、ホースハンドリング、消火作業の基本)
	1300~1600	実習 (機関室火災消火、高発泡区画への進入及び通過、室内火災、搜索救助、自蔵式空気呼吸具装着)
	1600~1700	判定試験等

センターでは、STCW条約で規定されている以下の10科目について、すべての実習を実施しています。

- | | |
|--|--|
| ① 各種持運び式消火器の使用 | ⑦ 煙の充満した閉鎖区域における自蔵式呼吸具を装着しての消火活動 |
| ② 自蔵式呼吸具の使用 | ⑧ 炎及び大量の煙の充満した居住区または模擬機関室内における霧状水又は他の適切な消火剤による消火 |
| ③ 小規模火災の消火 | ⑨ 霧放射器(fog applicator)及び噴射(spray)ノズル、乾燥化学薬品粉末又は泡放射器による油火災の消火 |
| ④ 大規模火災の水による噴射(jet)及び噴射(spray)ノズルを用いた消火 | ⑩ 煙の充満した区域において呼吸具を装着しての救助の実施 |
| ⑤ 泡、粉末又は他の適切な化学薬剤による消火 | |
| ⑥ 高発泡率の泡が注入された区域への呼吸具を装着することなく命綱だけでの進入及び通過 | |

※ STCW条約基本訓練(消火)コースは通年開催しています。

※ STCW条約基本訓練(生存)コースについてはJEIS(一般財団法人日本船舶職員養成協会)と提携し、当センター開催のSTCW条約基本訓練(消火)コースとセットで通年開催しています。セットでの受講をお申し込みの場合はJEIS(TEL 045-628-1525)にお申し込みください。

※ 当センター開催のSTCW条約基本訓練(消防)コースのみの受講をご希望の場合は、<https://svc.mdpc.or.jp/tra-gene/guidelines.html> からお申し込みください。

※ 年間訓練計画日以外で企業様専用での本コースの実施をご希望の場合は、当センター防災訓練所(TEL 046-826-3660)までお申し込みください。

STCW条約基本訓練（生存）コース



区分	「STCW条約付属書第6章第6-1規則に定める基本訓練」法定コース (STCW条約付属書A-6/1節の2に規定する実技(個々の生存技術)講習)
対象	船舶に乗り組むすべての船員
訓練概要	0.5日(生存実習 0.5日) 受講料: 70,900円(消費税10%込) 昼食なし
	イマーシヨンスーツの着用と使用、高所からの安全な飛び込み、救命胴衣着用時の反転した救命いかだの復正等、STCW条約が定める11項目を体得する訓練
要	【消火と併せて受講】 0800~0900 集合・移動 0900~1030 実習【実技】(イマーシヨンスーツの着用と水中への飛び込み、シーアンカーの使用など) 1030~1100 移動 1100~1230 座学・実習【説明】(訓練及び操練の必要性、船舶に搭載されている救命設備、イマーシヨンスーツ着脱訓練と水中飛び込み要領、無線設備の操作など) 1230~1300 判定審査

センターでは、STCW条約コード表A-6-1-1(個々の生存技術)で規定されている以下の11項目について、すべての実習を実施しています。

- | | |
|------------------------|--|
| ① 救命胴衣の着用 | ⑥ 救命胴衣を着用しないで浮いていること |
| ② イマーシヨンスーツの着用と使用 | ⑦ 救命胴衣を着用して船舶及び水中から救命艇及び救命いかだに乗り込むこと |
| ③ 高所からの海中への安全な飛び込み | ⑧ 生存の可能性を向上させるために救命用の端艇及びいかだの上で初期行動を行うこと |
| ④ 救命胴衣着用時の反転した救命いかだの復正 | ⑨ シーアンカーの使用 |
| ⑤ 救命胴衣を着用して泳ぐこと | ⑩ 救命艇の端艇及びいかだの備品の操作 |
| | ⑪ 無線設備を含む位置を知らせる装置の操作 |

※ 本訓練の修了に際して行われる判定審査に合格すると「生存講習(再講習)修了証明書」が即日交付されます。この証明書は、「STCW条約コードA-6-1-1(個々の生存技術)」に定める全ての項目(1~11)の訓練の実施及び知識・技能の維持を証明するものとなりますので、大切に保管してください。

※ STCWコード表A-6-1-1(個々の生存技術)に定める項目については、STCW条約付属書A-6/1節の3及び船員法の規定において、5年毎にその全ての項目について、知識・技能が維持されているのを確認することが義務付けられています。

STCW条約基本訓練（消火）コース



区分	「STCW条約付属書第6章第6-1規則に定める基本訓練」法定コース (STCW条約付属書A-6/1節の2に規定する実技(防火及び消火)講習)	
対象	船舶に乗り組むすべての船員	
訓練	1日(火災消防実習1日) 受講料: 80,300円(消費税10%込) 昼食代: 990円(消費税8%込)	
概要	持ち運び式消火器の取り扱い、実火を使用した大小規模の消火、泡が注入された区画への進入及び通過、空気呼吸具を装着しての搜索救助等、STCW条約が定める10項目を体得する訓練	
要	0830~0850	日程説明等
	0850~0950	座学 (火災・爆発のメカニズム、発火源、消火剤)
	0950~1200	実習 (消火器取り扱い、ホースハンドリング、消火作業の基本)
	1300~1600	実習 (自蔵式空気呼吸具装着、機関室火災消火、搜索救助、高発泡区画への進入及び通過)
	1600~1700	判定試験等

センターでは、STCW条約コード表A-6-1-2（防火及び消火）で規定されている以下の10項目について、すべての実習を実施しています。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 各種持運び式消火器の使用 ② 自蔵式呼吸具の使用 ③ 小規模火災の消火 ④ 大規模火災の水による噴射及び噴射ノズルを用いた消火 ⑤ 泡、粉末又は他の適切な化学薬剤による消火 | <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 高発泡率の泡が注入された区域への呼吸具を装着することなく命綱だけでの進入及び通過 ⑦ 煙の充満した閉鎖区域における自蔵式呼吸具を装着しての消火活動 ⑧ 炎及び大量の煙の充満した居住区又は模擬機関室内における霧状水又は他の適切な消火剤による消火 ⑨ 霧放射器及び噴射ノズル、乾燥化学薬品粉末又は泡放射器による油火災の消火 ⑩ 煙の充満した区域において呼吸具を装着しての救助の実施 |
|--|--|

※ 本訓練の修了に際して行われる判定試験に合格すると「消火講習（再講習）修了証明書」が即日交付されます。この証明書は、「STCW条約コードA-6-1-2（防火及び消火）」に定める全ての項目（1～10）の訓練の実施及び知識・技能の維持を証明するものとなりますので、大切に保管してください。

※ STCWコード表A-6-1-2（防火及び消火）に定める項目にはについては、STCW条約付属書A-6/1節の3及び船員法の規定において、5年毎にその全ての項目について、知識・技能が維持されているのを確認することが義務付けられています。